

日之影町農業委員会 第9回総会

開催日時 : 令和3年3月24日(水) 午前9時開会

開催場所 : 役場 中央研修館

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 穂積 ミサ子 山本 英二
 米田 正 矢通 広信 工藤 昭一 今村 浩二三
 一水 秀樹 甲斐 直 高岡 光美 中川 今朝久
 押方 徹 甲斐 秀人 戸高 和子

欠席委員 : 榊田 隆盛

議事日程 : ① 議案第26号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

② 議案第27号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

③ 議案第28号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

④ 議案第29号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 2番 松本貴美子 委員、3番 穂積ミサ子 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第26号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明いたします。 場所は〇〇集落内で貸付人の〇〇さん宅下になります。 貸付人の〇〇さんは、〇〇集落にお住まいで、〇〇歳、奥さんと2人暮らしです。借受人の〇〇さんは、〇〇歳で、〇〇の住宅に住んでおりますが、毎日農業のために〇〇集落に通っております。実家は〇〇集落にあります。借受人の〇〇さんは主に畜産、きんかんの栽培を行っております。 該当農地は昨年、作付けされておらず、貸付人の〇〇さんも高齢ですので、今回の賃借に至ったようです。今のところ、米の作付けを予定しているようです。 賃借期間は、4月からの1年間で、解約の申出がない限り1年間賃借期間が更新され、賃借料は無償のようです。 ご審議宜しくをお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第26号は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、議案第27号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第27号について説明・朗読)

議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明いたします。 場所は〇〇集落から〇〇方面に500メートルほど行ったところにある〇〇さん宅の隣です。 貸付人は先ほどと同じく〇〇さんで、借受人の〇〇さんは、〇〇歳で〇〇集落に住んでおります。借受人の〇〇さんは主に畜産を営んでおります。 先ほど同様に、昨年は作付けされておられません。借受人の〇〇さんも米の作付けを予定しているようです。 賃借期間は、4月からの1年間で、解約の申出がない限り1年間賃借期間が更新され、賃借料は無償のようです。 ご審議宜しくをお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	後継者はいるんですか。
委員	県外にいます。
議長	他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第27号は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、議案第28号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第28号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明します。 場所は〇〇の近くになります。 貸付人の〇〇さんは、現在〇〇市に住んでおり、借受人の〇〇さんは〇〇歳で〇〇に住んでおります。

昨年は〇〇の親戚の方が飼料作を作っていましたが、来年度から借受人の〇〇さんが飼料作物を作るそうです。

賃借期間は、4月からの1年間で、解約の申出がない限り1年間賃借期間が更新される契約になっているそうです。賃借料は、年間1万円です。

ご審議お願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員 飼料作物を作るそうですが、何の飼料ですか。

事務局 牛です。牛の経営をしたいとのことで本日相談に来庁することになっています。

委員 畜舎は農地に建てるのですか。

事務局 違います。自宅横の〇〇を購入してそこに建てるようです。

議長 他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第28号は、申請のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、議案第29号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第29号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明します。
場所は〇〇の公民館上になります。
貸付人は現在、〇〇住宅に住んでおりますが、〇〇出身の〇〇さん〇〇歳です。借受人は先ほどと同じく〇〇さんです。
該当地は、ここ数年耕作されておらず、借受人の〇〇さんが飼料作物を作るそうです。
賃借期間は、4月からの1年間で、解約の申出がない限り1年間賃借期間が更新され、賃借料は年間1万円とのことです。
ご審議お願いします。

議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	ここは何も作付けされていなかったんですか。
事務局	航空写真を見ていただくと黒いものが映っていますが、これは椎茸の原木になります。しかし、現地に行ったら片付いており、原木も古くなっていました。現地の土も写真で分かるとおり、何も作付け等されておりません。
議長	他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第29号は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	以上で、本日より予定しておりました審議は全て終了しました。 ありがとうございました。 第9回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした。